

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成27年7月22日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 4件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 4件

国民年金関係 3件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1500403号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第1500014号

第1 結論

昭和53年4月から昭和54年3月までの請求期間については、国民年金保険料を追納した期間に訂正することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和53年4月から昭和54年3月まで

私は、昭和50年5月頃に国民年金に加入してからしばらくして国民年金保険料の申請免除の制度があることを教えられ、何回か申請手続を行った。請求期間の国民年金保険料については、具体的なことは覚えていないが、その前の期間の保険料と同じように追納したはずである。また、請求期間直後の期間の保険料を役所の手違いで二度納付させられたことがあるので、請求期間の記録管理も間違っているのではないかと思う。請求期間が免除期間のまままで保険料が納付済みとなっていないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者が所持する領収証書によれば、請求者は、請求期間直前の昭和51年4月から昭和53年3月までの2年間の国民年金保険料を同年9月から昭和54年2月までの間に3回に分けて追納している。

また、請求期間は、1か所で12か月と短期間であり、請求者は、請求期間直後の昭和54年4月から厚生年金保険に加入する前月の平成2年9月までの国民年金保険料を全て納付していることを踏まえると、請求者は、申請免除期間である請求期間の国民年金保険料をその直前の期間と同様に追納していたと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間の国民年金保険料を追納していたものと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1500041号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1500030号

第1 結論

請求者のA社における平成11年3月1日から平成12年7月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成11年3月から同年9月までの標準報酬月額を14万2,000円から20万円とし、同年10月から平成12年6月までの標準報酬月額を16万円から22万円とする。

平成11年3月から平成12年6月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成11年3月1日から平成12年7月1日まで
請求期間の標準報酬月額が遡及訂正されているので、当初の記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

オンライン記録によると、請求者の請求期間における標準報酬月額は、当初、平成11年3月から同年9月までは20万円、同年10月から平成12年6月までは22万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年12月19日の後の平成13年4月9日に、遡って平成11年10月及び平成12年10月の定時決定を取り消した上で、平成11年3月から同年9月までは14万2,000円、同年10月から平成12年6月までは16万円に減額訂正されている上、請求者と同様に標準報酬月額が同日に減額訂正された者が6人確認できる。

一方、A社に係る商業登記簿謄本では、請求者は取締役であったことが確認できることから、事業主は、請求者は営業担当の取締役であり、減額訂正のことは知らなかったはずと回答していることから、当該標準報酬月額の減額訂正処理に関与していないと判断される。

これらを総合的に判断すると、請求者について、厚生年金保険の適用事業所でなくなった後に、請求期間の標準報酬月額を遡って減額訂正する合理的な理由はなく、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められない。

したがって、請求者の請求期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所(当時)に当初届け出た平成11年3月から同年9月までは20万円、同年10月から平成12年6月までは22万円に訂正することが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1500107号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1500031号

第1 結論

請求者のA社B支社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和36年7月1日から同年5月1日に訂正し、同年5月及び同年6月の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

昭和36年5月1日から同年7月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る昭和36年5月1日から同年7月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和9年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和36年5月1日から同年7月1日まで

厚生年金保険の記録では、A社B支社における厚生年金保険の資格取得年月日は、昭和36年7月1日となっているが、同社に昭和33年4月1日に入社し、異動はあったが継続して勤務しており、請求期間は同社B支社に勤務していたので、同社同支社における厚生年金保険の資格取得日を昭和36年5月1日に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社B支社の同僚の陳述から判断すると、請求者が同支社に昭和36年5月1日から継続して勤務していたと認められる。

また、上記同僚及びA社に係る社会保険関係事務を含む人事厚生等業務を行っていたCセンターは、請求期間当時、A社の給与支払及び保険料控除は本社で一括処理していたと回答している。

さらに、Cセンターは、異動の際に年金記録が欠落したとしても給与から保険料が控除されないということはない旨回答している。

これらを総合的に判断すると、請求者は、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、昭和36年7月の厚生年金保険の記録から、2万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社の閉鎖事項全部証明書により確認できる清算人は、昭和36年5月1日から同年7月1日までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者資格取得届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料について納付したか否かについては当時の資料が残存しておらず不明と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者資格の取得年月日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1500128号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1500032号

第1 結論

訂正請求記録の対象者のA社(現在は、B社)C支店における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和32年11月27日から同年12月17日に訂正し、同年11月の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

昭和32年11月27日から同年12月17日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が訂正請求記録の対象者に係る昭和32年11月27日から同年12月17日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名(続柄) : 女(妻)
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和8年生
住 所 :

2 被保険者等の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生

3 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和32年11月27日から同年12月17日まで

A社に勤務した期間のうち、請求期間の厚生年金保険の被保険者記録がない。

請求期間も継続して勤務していたので、同社C支店における厚生年金保険の資格喪失日を昭和32年12月17日に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の加入記録、B社が保有する社員台帳及び同社の回答から判断すると、訂正請求記録の対象者は、昭和32年12月16日までA社C支店に継続して勤務し、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、昭和32年10月の厚生年金保険の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が訂正請求記録の対象者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、昭和32年11月27日から同年12月17日までの期間について、訂正請求記録の対象者の厚生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料については納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1500049号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第1500012号

第1 結論

平成19年4月から平成21年3月までの請求期間については、国民年金保険料を学生納付特例により納付猶予されていた期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和62年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成19年4月から平成21年3月まで

私は、20歳になった平成19年*月に区役所で国民年金保険料の学生納付特例の申請手続きを行い、その後、毎年3月か4月頃に区役所に何回か出掛けた記憶があるので学生納付特例の申請を行ったと思う。請求期間の国民年金保険料が学生納付特例により納付猶予されており、未納となっていることに納得できないので記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間当時の国民年金保険料の学生納付特例制度による申請手続きは、納付猶予の承認を受けようとする年度の4月から翌年4月までの間に行う必要があるところ、請求者は、20歳になった平成19年*月に区役所で国民年金保険料の学生納付特例の申請手続きを行ったとしており、オンライン記録では同年同月の学生納付特例制度による国民年金保険料の納付猶予記録はあるが、請求者は、その後、毎年3月か4月頃に区役所に何回か出掛けたが、どのような目的で区役所に出掛けたのかは覚えていない旨陳述している。

また、請求者が請求期間の国民年金保険料を学生納付特例により納付猶予されていたことを示す関連資料はなく、請求期間の国民年金保険料を学生納付特例により納付猶予されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を学生納付特例により納付猶予されていたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1500093号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第1500013号

第1 結論

昭和50年10月及び昭和51年3月から昭和53年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和30年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和50年10月
② 昭和51年3月から昭和53年3月まで

私は、昭和50年にA市B区に住所を変更した際に、国民年金と国民健康保険の加入手続を同時に行った。請求期間①及び②当時、私は仕事の都合により自宅を空けることが多く、国民年金保険料の納付が滞ることはあったが、送付されていた国民年金保険料の納付書は大家が保管していたため、自宅に戻ってきた際にB区役所や銀行の窓口でまとめて保険料を納付したことを記憶しているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、昭和50年にA市B区に住所を変更した際に国民健康保険と国民年金の加入手続を同時に行い、遅れながらも国民年金保険料を納付していたはずである旨陳述しているが、請求者の国民年金手帳記号番号(以下「記号番号」という。)は、当該記号番号前後の記号番号の被保険者に係る資格取得日から昭和54年6月頃に払い出されたと推認できることから、請求者は、この頃に国民年金の加入手続を行ったものと考えられ、請求者の主張と相違している。

また、A市B区役所は、国民健康保険の加入記録の保存期限は被保険者資格を喪失してから5年間であると回答していることから、請求者の国民健康保険の加入記録について確認することができない。

さらに、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索では、A市B区において、請求者と同名同姓の者に対して記号番号が払い出されていることが確認でき、その払出時期は当該記号番号前後の記号番号の任意加入被保険者に係る資格取得日から請求期間①当時の昭和50年10月頃と推認できるものの、日本年金機構C事務センターは、当該記号番号に係る被保険者の生年月日及び住所を確認できる資料はないと回答していることから、当該記号番号が請求者に対して払い出されたものであると特定することができない上、国民年金手帳記号番号払出簿によれば、当該記号番号に係る被保険者資格は請求期間②当初の昭和51年4月30日付けで取り消されており、当該記号番号に基づく請求期間の国民年金保険料の納付が行われた可能性は極めて低いものと推察される。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越 (東京) (受) 第 1500450 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (東京) (国) 第 1500015 号

第 1 結論

昭和 55 年 4 月から昭和 56 年 12 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 55 年 4 月から昭和 56 年 12 月まで

私は、昭和 55 年 4 月頃、生前の父から「お前の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してきた。就職するまでは保険料を納付するから。」と言われたことを覚えており、父は、私が昭和 60 年 8 月に就職するまで保険料を納付してくれていたはずである。

請求期間の保険料が未納とされているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、請求者の父親が昭和 55 年 4 月に請求者の国民年金の加入手続を行い、請求期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿によれば、請求者の国民年金手帳記号番号（以下「記号番号」という。）は、昭和 59 年 2 月に払い出されており、請求者は、平成 4 年 7 月に婚姻するまでは同一区に居住していた旨陳述していることから、請求者に対して別の記号番号が払い出されていたとは考え難く、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索でも別の記号番号を確認することができないことから、上記記号番号が払い出される頃まで請求者の国民年金の加入手続は行われていなかったものと考えられる。なお、上記記号番号払出時点では、請求期間の国民年金保険料は時効により納付することができない。

また、請求者の父親が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1500120号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1500029号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和41年3月5日頃から昭和44年4月1日まで

A社に営業部員として勤務し、化粧品のセールスを行っていた時の厚生年金保険の加入記録がない。勤務していたことは間違いないので、請求期間について厚生年金保険被保険者資格の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社で厚生年金保険の加入記録が確認できる複数の同僚の回答から、期間までは特定できないが、請求者が請求期間において、同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、同社が厚生年金保険の適用事業所となった日(以下「新規適用日」という。)は昭和41年7月1日であり、請求期間のうち、同年3月5日頃から同年7月1日までの期間については、適用事業所となっていないことが確認できる。

また、B社は、請求期間当時の資料等を保管しておらず、請求者の勤務状況及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

さらに、複数の同僚が、A社においては、社会保険の加入は本人の希望によるものだった旨回答しているところ、請求者が記憶する同僚14人のうち、請求者は、6人について自身と同時期かそれ以前から勤務していたと陳述しているが、上記被保険者名簿によると、当該6人のうち新規適用日に厚生年金保険に加入した者はなく、同日より1か月から数年後に加入したことが確認できる上、残る8人については請求期間に厚生年金保険の加入記録がない。

加えて、A社で一般事務を担当していたとする者は、「従業員には管理者、内勤者、販売員(セールスマン)等があり、管理者と内勤者は希望により社会保険に加入できたが、販売員は個人事業主という扱いで、給料ではなく報酬が支払われたので、基本的には社会保険は個人で加入する仕組みだった。」と陳述している。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。